

「高年齢者が年齢に関わりなく働ける職場づくり」  
にに取り組む事業主の皆さまへ

# 65歳超雇用推進助成金のご案内

この助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用環境整備、高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主の皆さまに対して助成するもので、高年齢者の雇用推進をはかることを目的としており、Ⅰ～Ⅲの3つのコースに分けられます。

## Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース

### 概要

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆さまを助成します。

平成29年5月1日支給申請分から下表のとおり助成額等を変更いたしました。

### 支給額

定年引上げ等の措置の内容や年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて下表の金額を助成（単位：万円）します。

	65歳への定年引上げ		66歳以上への定年引上げ		定年の廃止	66～69歳の継続雇用への引上げ		70歳以上の継続雇用への引上げ	
	引き上げる年数	対象被保険者数	5歳未満	5歳		4歳未満	4歳	5歳未満	5歳
1～2人	20	30	25	40	40	10	20	15	25
3～9人	25	100	30	120	120	15	60	20	80
10人以上	30	120	35	145	145	20	75	25	95

### 主な支給要件

- 労働協約又は就業規則で定めている定年年齢等を過去最高を上回る年齢に引上げること。
- 定年の引上げ等の実施に対して、専門家への委託費等の経費の支出があること。
- 制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条1項の規程に違反していないこと。また、改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
- 支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されているものであって60歳以上の雇用保険被保険者（\*）が1人以上いること。

（\*）期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引続き雇用されている者に限ります。

## Ⅱ 高年齢者雇用環境整備支援コース

### 概要

- 以下の何れかの高年齢者の雇用環境整備の措置を実施した事業主の皆さまを助成します。
- ① 機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高年齢者の雇用機会の増大
  - ② 高年齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の導入または見直し及び高年齢者に対する健康管理制度の導入

### 支給額

- 以下の①・②の何れか低い額を支給します。（上限1,000万円）
- ① 措置に要した経費の60%《75%》 中小企業事業主以外は45%《60%》
  - ② 措置の対象になる1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者1人あたり28.5万円《36万円》《 》内は生産性要件を満たす場合

### 主な支給要件

- 「雇用環境整備計画書」を提出して計画について認定を受け、雇用環境整備を実施したこと。
- 制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条1項の規程に違反していないこと。
- 支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されているものであって60歳以上の雇用保険被保険者（\*）が1人以上いること。
- 雇用環境整備措置の実施に要した費用であって、対象経費を支給申請日まで支払ったこと。

## Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース

### 概要

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主の皆さまを助成します。

### 支給額

- 対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）
- 生産性要件を満たす場合は対象労働者1人につき60万円（中小企業事業主以外は48万円）

### 主な支給要件

- 「無期雇用転換計画書」を提出して計画について認定を受け、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換すること。
- 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を、労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定していること。
- 上記の制度により転換された労働者を、転換後6ヶ月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6ヶ月分の賃金を支給すること。
- 無期雇用転換計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条1項の規程に違反していないこと。

### (\*) 生産性要件を満たす場合とは

『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること』  
(生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です)

$$\text{生産性} = \left[ \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}} \right]$$

(お問い合わせ先)

独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構

富山支部 高年齢・障害者業務課

TEL : 0766 - 26 - 1881

